



# 宮 崎 県 公 報

平成20年7月10日(木曜日)号外 第38号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目 次

### 公 告

- 宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(生活・協働・福祉課) 1
- 宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉セン

- ターの指定管理者の指定の申請の手続の公表…(福祉保健課) 2
- 県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(障害福祉課) 3
- 県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………( “ ” ) 3
- 青少年自然の家の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(こども家庭課) 4

## 公 告

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県男女共同参画センター(以下「センター」という。)
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市宮田町3番46号
- (3) 設置目的 男女共同参画に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与する。

### 2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 3 指定管理者の業務

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) 男女共同参画社会づくり事業に関する業務
- (3) 施設の維持及び保全に関する業務
- (4) その他宮崎県男女共同参画センター指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める業務

### 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県男女共同参画センター管理規則(平成13年宮崎県規則第71号)第9条に規定する管理の基準による。

### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製

造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、単独での法律行為を制限されている者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

### 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例(平成15年宮崎県条例第9号)の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に適った運営が行われること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

### 8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県男女共同参画センター指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。

### 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県県民政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7040
- (2) 配布期間 平成20年7月10日から平成20年9月10日まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から午後5時

- 15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成20年7月10日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先  
宮崎県県民政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7040
- 12 その他  
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
宮崎県福祉総合センター	宮崎県宮崎市原町2番22号	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の児童厚生施設、社会福祉関係者の研修施設及び民間社会福祉活動の増進を図るための施設
県立母子福祉センター		母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に規定する母子福祉センター

- 2 指定期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
- (1) 宮崎県福祉総合センターの会議室等の予約管理、利用許可等の業務
- (2) 宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センターの維持管理業務
- (3) 児童交通遊園を利用する団体の交通安全指導等業務
- (4) その他知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準  
公の施設に関する条例第10条の4、宮崎県福祉総合センター管理規則（平成17年宮崎県規則第89号）第14条及び県立母子福祉センター管理規則（平成17年宮崎県規則第90号）第7条に規定する

- 管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法  
知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イからニまでのいずれかに該当する防火管理者を配置すること。
- (10) 交通安全指導を行う者及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者を配置すること。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を着実に実施するために必要な管理運営に関する能力を有するものであること。
- (5) 事業計画書の内容が、地域への貢献等を図るものであること。
- 8 指定管理者候補者の選定方法  
提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県福祉総合センター及び県立母子福祉センター募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部福祉保健課総務担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7074
- (2) 配布期間 平成20年7月10日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成20年8月8日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県福祉保健部福祉保健課総務担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7074

## 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立視覚障害者センターの指定管理者の指定の申請の申請について、次のとおり公表する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 県立視覚障害者センター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地 宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号
- (3) 設置目的 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）の規定に基づき設置されたもので、点字図書及び録音図書の製作、貸出及び閲覧の業務を主たる業務として行い、併せて点訳奉仕員及び朗読奉仕員の育成指導、点字図書等の奨励並びに視覚障害者等に対する相談業務を実施することにより、視覚障害者の福祉に資することを目的とする。

## 2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 3 指定管理者の業務

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの維持及び保全に関する業務
- (3) 点字図書及び録音図書の製作、刊行及び受入に関する業務
- (4) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の育成及び指導に関する業務
- (5) 視覚障害者等に対する相談業務
- (6) その他県立視覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務

## 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び県立視覚障害者センター管理規則（平成17年宮崎県規則第91号）第14条に規定する管理の基準による。

## 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

## 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 身障法第34条の規定に基づく視覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を、3人以上従事させることができること。

(10) 点訳奉仕員及び朗読奉仕員の育成及び指導の実績を有する者を確保できること。

## 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準

- (1) センターの利用者の平等な利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮する事業計画であること。
- (3) センターの管理に係る経費の縮減を図る事業計画であること。
- (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力があること。
- (5) 地域への貢献等に配慮した団体であること。

## 8 指定管理者候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。

## 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7068
- (2) 配布期間 平成20年7月10日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 平成20年8月8日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

## 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先

宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7068

## 12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、県立聴覚障害者センターの指定管理者の指定の申請

の手續きについて次のとおり公表する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
  - (1) 名称 県立聴覚障害者センター（以下「センター」という。）
  - (2) 所在地 宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号
  - (3) 設置目的 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）の規定に基づき設置されたもので、聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出に関する業務を主たる業務として行い、併せて手話通訳者の派遣及び情報機器の貸出に関する業務並びに聴覚障害者等に対する相談業務を実施することにより、聴覚障害者の福祉に資することを目的とする。
- 2 指定期間
 

平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
  - (1) センターの利用に関する業務
  - (2) センターの維持及び保全に関する業務
  - (3) 聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出業務
  - (4) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成、派遣等に関する業務
  - (5) 聴覚障害者等に対する相談業務
  - (6) その他県立聴覚障害者センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
 

公の施設に関する条例第10条の4及び県立聴覚障害者センター管理規則（平成17年宮崎県規則第92号）第14条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
 

知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
  - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
  - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
  - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
  - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (9) 身障法第34条の規定に基づく聴覚障害者情報提供施設における実務経験を有する者を、3人以上従事させることができること。
- (10) 手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成及び派遣の実績を有する者を確保できること。
- 7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
  - (1) センターの利用者の平等な利用が確保されること。
  - (2) センターの効用を最大限に発揮する事業計画であること。
  - (3) センターの管理に係る経費の縮減を図る事業計画であること。
  - (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力があること。
  - (5) 地域への貢献等に配慮した団体であること。
- 8 指定管理者候補者の選定方法
 

提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県福祉総合センター等指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
  - (1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7068
  - (2) 配布期間 平成20年7月10日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
  - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 提出期間 平成20年8月8日から平成20年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
 

宮崎県福祉保健部障害福祉課地域生活支援担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7068
- 12 その他
 

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2及び教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第5条の規定により、宮崎県青島青少年自然の家、宮崎県むかばき青少年自然の家及び宮崎県御池青少年自然の家並びに宮崎県青島少年自然の家、宮崎県むかばき少年自然の家及び宮崎県御池少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の指定管理者の指定の申請の手續について、次のとおり公表する。

平成20年7月10日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称及び所在地
 

次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地
宮崎県青島青少年自然の家	宮崎県宮崎市大字熊野字藤兵衛中州

宮崎県むかばき青少年自然の家	宮崎県延岡市行膝町 760番 3	禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
宮崎県御池青少年自然の家	宮崎県都城市夏尾町 5,988番 30	(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
宮崎県青島少年自然の家	宮崎県宮崎市大字熊野字藤兵衛中州	(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
宮崎県むかばき少年自然の家	宮崎県延岡市行膝町 760番 3	7 指定管理者候補者の選定に係る審査基準
宮崎県御池少年自然の家	宮崎県都城市夏尾町 5,988番 30	(1) 運営に関する基本方針が示され、青少年自然の家管理規則及び少年自然の家管理規則で定める利用対象者の平等な利用が確保されていること。
2 指定期間		(2) 事業計画書の内容が、青少年自然の家の効用を最大限に発揮するものであること。
平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。		(3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
3 指定管理者の業務		(4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有すること。
(1) 青少年自然の家の利用に関する業務		(5) 環境への配慮、育児休業制度など子育てに配慮した取組み及び障がい者雇用等に対する団体としての取組みが図られていること。
(2) 青少年自然の家の利用料金に関する業務		8 指定管理者候補者の選定方法
(3) 青少年自然の家の維持及び保全に関する業務		提出された指定管理者指定申請書及び宮崎県青少年自然の家指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県青少年自然の家指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理者候補者を選定するものとする。
(4) 青少年自然の家及び周辺の自然環境を生かした自然体験活動等の実施に関する業務		9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
(5) 利用団体の利用目的に応じた研修活動の計画及び実施に関する助言、実技指導等に関する業務		(1) 配布場所及び請求先 宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課青少年健全育成担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7041
(6) 利用者の安全の確保に関する業務		(2) 配布期間 平成20年7月10日から平成20年9月10日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
(7) その他施設運営に必要な業務		10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
4 指定管理者が行う管理の基準		(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
公の施設に関する条例第10条の4及び青少年自然の家管理規則(平成17年宮崎県規則85号)第14条並びに教育関係の公の施設に関する条例第7条において準用する公の施設に関する条例第10条の4及び少年自然の家管理規則(平成17年宮崎県教育委員会規則第26号)第14条に規定する管理の基準による。		(2) 提出期間 平成20年8月8日から平成20年9月10日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
5 指定管理者の指定方法		11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問い合わせ先
知事は、申請のあったものの中から、指定管理者候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。		宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課青少年健全育成担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7041
6 指定管理者指定の申請に必要な資格		12 その他
(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。		この募集に関する詳細は、募集要領による。
(2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。		
(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。		
(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。		
(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。		
(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は		